### 審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料の還付		
根拠法令及び条項	那覇市公民館条例第11条第2項 那覇市公民館条例施行規則第9条		

# 審査基準

#### 那覇市公民館条例

## (観覧料)

第11条

2 既に納付した観覧料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## 那覇市公民館条例施行規則

#### (観覧料の還付)

第9条 条例第11条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由により観覧ができなくなった場合 全額
- (2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額
- 2 前項の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書により教育長に申請しなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書を交付するものとする。

標準処理期間	1週間以内	
所管部署	生涯学習部	中央公民館 (098-917-3442)
更新日	平成27年4月1日	